

全L協保安・業務G8第54号  
令和8年6月10日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

令和7年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について（お知らせ）

職場における熱中症対策の実施については、労働安全衛生規則の一部改正により、事業者に義務付けられたことを令和7年4月18日付け全L協保安・業務G7第27号にお知らせいたしました。

既に従業員の安全確保にご尽力されていることと存じますが、厚生労働省のHP（下記URL参照）に熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）が公表されましたので、ご参照いただき、改めて職場での熱中症対策をお願いしたくお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

【厚生労働省HP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_73330.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73330.html)



以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 今市、國坂